

公 告

下記により入札を実施するので、入札及び契約心得(平成31年4月1日)を熟知の上、参加されたい。

1 入 札 方 式 一般競争入札(制限付)

2 入札に付する事項

件 名	規 格	数 量	納 地	納 期
無人機シミュレータの概念設計	仕様書のとおり	1件	防衛装備庁航空装備研究所	令和2年12月25日

説 明 会 なし。

- 3 入 札 ① 日 時 令和2年9月3日(木)13時30分
② 場 所 航空装備研究所 管理棟 1階入札室

- 4 参 加 資 格 ① 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
② 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
③ 平成31・32・33年度又は令和1・2・3年度防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者。
④ 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は防衛装備庁長官官房会計官から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者(以下「指名停止期間中の者」という。)でないこと。
⑤ 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
⑥ 都道府県警察から暴力団関係業者として排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。
⑦ 適合条件を満たすことを証明する書類を令和2年8月26日(水)12時00分までに提出し承認を得たものであること。(別紙参照)

- 5 入 札 方 法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、各入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

- 6 保 証 金 ① 入札保証金……………免除
② 契約保証金……………免除

- 7 入 札 の 無 効 ① 4の参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に反した入札又は入札後契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者のした入札は無効とする。
② 入札者等が誓約した「誓約事項」若しくは「誓約書」による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、当該入札者等が提出した入札書等を無効とするものとする。

- 8 契 約 書 作 成 の 必 要 の 有 無 有

- 9 契 約 を し よ う と す る 基 本 契 約 条 項 等 役務請負契約条項
資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項
談合等の不正行為に関する特約条項
暴力団排除に関する特約条項

- 10 落札者が正当な理由なく契約を結ばない場合には、落札金額の100分の5以上の金額を違約金として徴収する。

11 その他の他

① 郵便入札について

- (1) 郵便入札の可否 可
- (2) 郵便入札方法 書留等の配達記録の残る方法により入札日の前日までに必着のこと。また、宛名は「防衛装備庁航空装備研究所分任支出負担行為担当官」とし、11⑨に記載の住所に送付すること。
- (3) 郵送する書類等 (ア) 防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)の資格審査結果通知書(写)
(イ) 入札書
- (4) 封筒について 前項(2)を入れる封筒(以下内封筒という)については、長3(縦235mm×横120mm)程度の内封筒とし、表面に「入札書在中」と黒又は赤で記載の上、必ず封印すること。
- (5) 入札の回数 郵便により入札に参加した者の再入札等は、辞退したものとして取り扱う。
- (6) 入札の無効 郵便入札の執行について、本公告の7項に規定されているもののほか、期日までに到着しなかった場合は無効とする。
- (7) その他留意事項 郵便における入札を希望する場合は、事前に官の了承を得るものとする。

② 電子入札・開札システムの利用

本件は、政府電子調達(GEPS)を利用する案件である。なお、電子入札・開札システムの障害により入札取りやめ、本公告が変更となる場合がある。
《電子入札による入札書受領期間》
公告日から令和2年9月2日(水)17時15分まで(行政機関の休日を除く)。
また、電子入札・開札システムにより難しい者は、担当官の承諾を受けて、紙入札方式に代えるものとする。この場合、令和2年9月2日(水)17時15分までに下記問合せ先に「紙入札方式参加承諾願」を提出すること。

③ 端数処理

入札書に記載された金額の110/100に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって、申し込みがあったものとする。

④ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を大臣官房衛生監、防衛政策局長又は防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。

⑤ 提出資料

- (1) 防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)の資格審査結果通知書の写しを、入札日の前日までに提出するものとする(FAX可)。
- (2) 指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせる場合は、下請負確認申請書を令和2年9月2日(水)17時15分までに提出するものとする。

⑥ 指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせる者と、指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせない者との入札になる場合には、指名停止期間中の者にこの契約の一部を請け負わせる者の入札は認めない。

⑦ 契約締結後、指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせることとなった場合は、この契約の全部又は一部を解除することがある。

⑧ 契約後、指名停止期間中の者に下請負をさせる場合は、「入札及び契約心得」に定める下請負承認を得るものとし、変更契約を行い特定費目の代金の確定に関する特約条項を付すものとする。
なお、特定費目の代金の確定にあたっては、下請負者が履行に要した製造原価等が確認できる書類を提出するものとする。

⑨ 本書記載事項に関しては、航空装備研究所 管理部会計課調達係に照会のこと。

住所 東京都立川市栄町1-2-10 防衛装備庁 航空装備研究所 管理部会計課調達係
TEL 042-524-2411(内線)644 担当:佐々木

適合条件

- 1 条件
契約相手方は、航空機製造事業法に適合する航空機の製造の許可を得ているものとする。
- 2 提出書類
第1項の条件を満たすことを客観的に証明する資料。書式は任意とし、提出書類には、会社名等を表示するとともに社印を押印する。
- 3 提出部数
1部
- 4 提出期限
令和2年8月26日(水)12時00分まで
- 5 その他
(1)虚偽がないものとする。
(2)書類提出後、官側からの細部補足資料及び説明を求める場合がある。

品 件 名	無人機シミュレータの概念設計	仕様書番号	GAC2-JA-0001
		作成年月日	令和2年6月12日
		作成部課名	航空装備研究所 航空機技術研究部 空力・飛行制御研究室

1. 総則

1. 1 適用範囲

この仕様書は、無人機シミュレータの概念設計（以下、「本役務」という。）について規定する。

1. 2 用語の定義

この仕様書で用いる用語の定義は、表1のとおりとする。

表1 用語の定義

番号	用語	定義
1	無人機	人が搭乗せずに運用できる航空機であり、1.3.1(1)の無操縦者航空機に該当するもの。
2	無人機シミュレータ	無人機を模擬することが可能なシミュレータ。
3	耐空性	1.3.1(1)第10条に規定される航空機を飛行させるために必要となる強度・構造・性能、騒音及び発動機の排出物に対する基準。

1. 3 引用文書等

この仕様書に関連する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

1.3.1 法令等

- (1) 航空法（昭和27年法律第231号）
- (2) 著作権法（昭和45年法律第48号）
- (3) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）

1.3.2 その他

- (1) 無人機の安全性に関わる成立性検討 成果報告書（抜粋版）

2. 役務に関する要求事項

2. 1 概要

本役務は、無人機シミュレータの概念設計並びに事業スケジュール及び概算経費の導出を実施するものである。

2. 2 資格

航空機製造事業法に適合する航空機の製造の許可を得ていること。

2. 3 役務内容

本役務にて実施する作業は以下のとおりとする。

2. 3. 1 無人機シミュレータの概念設計

無人機シミュレータに関する近年の動向を踏まえ、表2に示す項目を実現可能な無人機シミュレータの概念設計を実施する。表2番号1の運航シミュレーションは1. 3. 2 (1)の運航シナリオ、表2番号2の飛行試験のシミュレーションは1. 3. 2 (1)に示す飛行試験の手順に対応可能とする。

概念設計の結果には、運用構想図、機能及び性能、機器の構成、対応可能な無人機コンセプト、並びに無人機の自律性に関するアルゴリズム及びアルゴリズムの学習の案を含むものとする。

表2 無人機シミュレータで実現可能とする項目

番号	項目
1	一般空域における無人機の運航シミュレーション
2	無人機の耐空性の証明に必要となる飛行試験のシミュレーション
3	無人機コンセプトの有効性の検証
4	無人機の自律性に関するアルゴリズムの有効性の検証
5	無人機の自律性に関するアルゴリズムの学習

概念設計に当たっては、以下を考慮するものとする。

- ・地上からの無人機の遠隔操作を想定した端末を有すること
- ・検証可能な無人機コンセプトは、機体の飛行性能、通信方式、制御方式、搭載センサを含むこと
- ・無人機コンセプトとアルゴリズムは、オープンなインターフェースとし、入れ替えにより、比較による検証が可能なこと
- ・無人機コンセプト及びアルゴリズムの情報を保護することが可能なこと
- ・改修により、有人機を模擬したコンソールの追加、無人機の自律性に関するアルゴリズムの適用部位の追加に対応可能なこと

2. 3. 2 事業スケジュール及び概算経費の導出

2. 3. 1項で概念設計を行った無人機シミュレータについて、事業スケジュール及び概算経費を導出する。無人機のコンセプトとアルゴリズムについては初期から対応可能なものから段階的に拡張することを考慮するものとする。概算経費の導出に当たっては、過去の類似事業との比較等による根拠を示した上で、設計、製造及び試験に係る具体的な金額及び作業工数を示すものとする。

2. 4 報告等

契約相手方は、2. 3項の実施に関し、以下(1)及び(2)の調整会議等を実施する。実施場所は原則として航空装備研究所とするが、官との調整の上、電話会議又はテレビ会議による実施としてもよいものとする。

(1) 調整会議

契約相手方は、納期までの間に月1回(成果報告会を実施する月を除く)を基準として、官と調整会議を実施するものとする。

(2) 成果報告会

契約相手方は、成果報告書案と成果報告用説明資料を作成し、納期の2週間前を基準として成果報告会を実施するものとする。

2. 6 報告書等の作成

契約相手方は、2. 3項で実施した結果を整理し、成果報告書を作成するものとする。

成果報告書及び成果報告用説明資料（以下「報告書等」という。）の作成に当たっては、以下の事項に留意するものとする。

- (1) 契約相手方は、契約後速やかに、成果報告書の構成案について官と調整するものとする。
- (2) 報告書等の使用言語は日本語とする。ただし、和訳困難な語句及び略語は、原文と和文を併記するものとする。
- (3) 引用した資料等については、当該資料の出处及び引用・参照箇所を記載するものとする。
- (4) 報告書等に記載する図表は、Microsoft Office製品で編集可能な電子ファイルを作成し、報告書等と併せて提出するものとする。
- (5) 成果報告書は今後官が指名する第三者に使用させることが可能な形でまとめるものとする。

3. 検査

2. 3項について表4番号1に基づき実施する。

4. その他の指示

4. 1 貸付文書

貸付文書は表3に示すとおりとする。

表3 貸付文書

番号	名称	数量	引渡時期	引渡場所	返納時期	返納場所	有償無償の別	備考
1	無人機の安全性に関わる成立性検討 成果報告書 (抜粋版)	1部	契約相手方の申請後速やかに	防衛装備庁航空装備研究所	納期まで	防衛装備庁航空装備研究所	無償	

4. 2 提出書類

契約相手方は、表4に示す書類を官に提出するものとする。

表4 提出書類

番号	品名	数量	提出時期	備考
1	成果報告書	2部	検査実施前	1部はA4版の紙媒体とし、1部は電子データにて書き込み禁止としたDVD-Rとする。電子データは、Microsoft Word2016で作成したdocx形式及びpdf形式とする。
2	成果報告用説明資料	1部	納期まで	電子データにて書き込み禁止としたDVD-Rとする。電子データは、Microsoft Power Point2016で作成したpptx形式及びpdf形式とする。
3	知的財産管理報告書	1部	納期まで	A4版の紙媒体とする。

注：1及び2については1枚の電子媒体にまとめて提出してもよいものとする。

4. 3 知的財産の取扱い

(1) 契約相手方は、契約書又は仕様書の定めるところにより官に提出された著作物（著作権法第10条第1項第9号で規定されるプログラムの著作物を除く。）に関する全ての著作権（同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、

納入と同時に官に譲渡し、また、契約相手方は著作者人格権を行使せず、契約相手方は第三者に著作者人格権を行使させない。ただし、契約相手方の固有の技術資料（契約相手方が第三者から提供を受けたものを含む。）に係る著作権及び著作者人格権についてはこの限りでない。

- (2) 官は、この契約の履行中及び終了後5年間は、契約書又は仕様書の定めるところにより官に提出された契約相手方の固有の技術資料につき、この契約に関して防衛省が行う監督、検査、調査、試験若しくはその結果の評価その他これに類する業務のため必要がある場合は、契約相手方の固有の技術資料に係る著作物を、防衛省の内部において複製、翻訳及び翻案することができる。ただし、当該技術資料のうち契約相手方の指定するものを除く。
- (3) 官は、契約相手方から、(1)項により官が譲渡を受けた著作権の利用の許諾を求められた場合には、特に支障がない限りこれを許諾するものとし、必要な事項は協議して定めるものとする。
- (4) (3)項にかかわらず、契約相手方は、防衛省の使用に供する目的で、(1)項により官が譲渡を受けた著作権に係る著作物を複製し、翻訳し又は翻案することができる。
- (5) 契約相手方は、知る限りにおいて、仕様書で定める事項の遂行に当たり実施した又は留意すべき特許権、実用新案権又は意匠権（出願中を含む。）を報告する。また、契約相手方は、官に提出した技術資料に含まれている契約相手方の固有の技術資料の記載箇所及び(2)項ただし書きの指定について、官に報告する。以上の報告は、知的財産管理報告書を作成し、官に提出して行うものとする。

4. 4 不開示情報の明示

契約相手方は、本契約の履行において官に提出する表4番号1及び2の技術資料について、1. 3. 1 (3)の法律第5条の不開示情報に該当するものが含まれている場合は、その範囲と理由を明らかにするものとする。

4. 5 官側の支援

契約相手方は、本役務を実施するに当たり、官の保有する施設、設備、文書等を使用する必要がある場合は、あらかじめ官と十分調整の上、官の規則等を厳守し、無償で支援を受けることができるものとする。

4. 6 その他

- (1) 本役務の実施にあたっては、細部にわたり官と密接に連携を保ち、良好な結果が得られるように努めるものとする。
- (2) この仕様書について疑義が生じた場合は、速やかに官と協議するものとする。